## マルナカ新豊浜店

## ●香川県公告第五百七十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十四年十月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告 平成十四年香川県公告第二百七十五号
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地 株式会社マルナカ新豊浜店
  - 三豊郡豊浜町大字姫浜一一五八ほか
- 三 法第八条第一項の規定により豊浜町から聴取した意見の概要 夜間の駐車場での騒音防止のため掲示板等による啓発を行うこととしているが、定期 的な巡回を実施し、その徹底を図ること。
- 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要該当なし
- 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - 1 縦覧場所 香川県商工労働部商工政策課 豊浜町役場企画商工課
  - 2 縦覧期間 平成十四年十月十一日(金曜日)から同年十一月十一日(月曜日)まで